

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

世界の国々がジェンダー平等を達成するための重要な国際基準は、1979年に国連で採択された女性差別撤廃条約（以下、条約）とその実効性を高めるために1999年に採択された女性差別撤廃条約選択議定書（以下、選択議定書）である。条約の締約国189か国のうち、115か国が選択議定書を批准しているが、日本は1985年に条約を批准しながらも、いまだに選択議定書を批准していない。

選択議定書は、条約締約国の個人または集団が条約で保障された権利の侵害を国連の女性差別撤廃委員会（CEDAW）に直接申立てすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に見解や勧告を通知する制度を定めており、批准することで国際的な人権基準に基づく実行力が強まることとなる。

日本におけるジェンダー平等の実現は、いまだ途上にあると言わざるを得ない。世界経済フォーラムの2024年度報告書において、日本のジェンダー・ギャップ指数の総合順位は、146か国中118位と低迷している。男女の雇用形態・賃金格差をはじめ、セクシャルハラスメント、DV被害、あらゆる性暴力など、当事者たちが声を上げて改善や法整備を求めなければならない状況が続いている。

CEDAWや国連人権理事会は、日本に対し、選択議定書の批准を重ねて勧告している。これに対し政府は、2020年12月閣議決定の第5次男女共同参画基本計画に、選択議定書について「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記している。

よって、国及び政府においては、ジェンダー平等を実現し、すべての人の人権が尊重される社会をつくるために、女性差別撤廃条約選択議定書を批准することを、当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年10月8日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
外 務 大 臣
法 務 大 臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

あて